

令和5年度

国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務

特別仕様書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区の費用対効果の算定、営農計画書（案）の作成、受益面積の精査を行い、事業計画書（案）作成の基礎資料とするものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市他1町であり、別添位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画

博 士	農 学	—
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2)農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(参考図書)

第2-1条 作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年3月
2	新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	平成27年9月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	土地改良事業の費用対効果分析マニュアルの制定について」の一部改正について (令和4年4月7日付け4農振第37号)	1部
2	「「国産農産物安定供給効果」について」等の一部改正について (令和5年4月3日4農振第3523号)	1部
3	「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」の一部改正について (令和5年4月3日4農振第3529号)	1部
4	令和3年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区事業構想検討その他業務報告書	1部
5	令和4年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区整備構想検討その他業務報告書	1部
6	令和4年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地域受益面積調査業務報告書	1部
7	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (登米市、涌谷町)	各1部
8	迫川沿岸土地改良区賦課台帳データ (令和5年4月時点)	1部
9	平成30年～令和4年 水田台帳データ (登米市、涌谷町)	各1部

10	受益地内作付状況調査結果（畑）	1部
11	農地台帳データ（7月）（登米市、涌谷町）	各1部
12	登記事項要約書データ（令和4年12月、令和5年2月、7月）	1部
13	人・農地プラン（登米市、涌谷町）	各1部
14	宮城県営農基本計画指標（平成13年3月）	1部
15	国営土地改良事業計画書の記載方法（令和4年1月）	1部

（参考図書及び貸与資料の取り扱い）

第2-3条 第2-1条参考図書及び第2-2条貸与資料の取り扱いは、次のとおりとする。

- （1）参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （3）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （4）貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

（作業条件）

第2-4条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

受益面積 約4,990ha 筆数 約27,100筆

（関連業務）

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 排水解析その他業務	令和5年8月 ～令和6年2月
2	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 南方揚水機場他基本設計業務（仮称）	令和5年9月 ～令和6年3月

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は、別紙1の作業項目内訳表で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	
1. 準備作業	1式	
2. 費用対効果の算定	1式	
3. 営農計画書（案）の作成	1式	
4. 受益面積の精査	1式	
5. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- 2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 4) 本地区の営農検討部会は、関係機関及び地元農家代表から構成され、事務局を含めて30人規模を想定している。
- 5) 業務に係る営農検討部会の開催は11月を予定している。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 情報共有システムについては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せに管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（営農検討部会資料作成段階）

第3回 中間打合せ（費用対効果、営農計画書（案）、受益面積中間取りまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（DVD-R等） 正副2部

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	貸与資料から、作業に必要な資料を整理し、内容を把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
2. 費用対効果の算定 2-1. 総費用の算定	貸与資料4、関連業務で整理する資料を基に、当該事業費、再整備費（予防保全費含む）の精査、関連事業の概定及び諸係数等の更新等を行い、総費用を算定する。 【作業事項】 ①当該事業費の精査及び関連事業費の概定 ②総費用算定対象施設の精査（関連事業は概定） ③総費用算定対象施設の評価期間における再整備費（予防保全費含む）の精査 ④諸係数等の更新	○
2-2. 総便益の算定 2-2-1. 作物生産効果の算定	貸与資料4及び3-1で作成する営農計画書（案）を基に、作物別作付面積の精査、諸係数等の更新を行い、作物生産効果を算定する。 【作業事項】 ①効果要因別面積の精査 ②作物別単収、単価（直近5か年）の更新 ③既存施設が担う生産量（事業ありせば）の精査 ④施設が喪失した状況での生産量（事業なかりせば）の精査 ⑤諸係数等の更新	○
2-2-2. 耕地区分作業表の作成	貸与資料6を基に耕地区分作業表を作成し、作物生産効果に反映させる。 なお、作業表は、新たな土地改良の効果算定マニュアルp96～99を参考に作成する。	○
2-2-3. 維持管理費節減効果の算定	貸与資料4及び関連業務を基に、現況維持管理費及び諸係数等の更新を行うとともに、事業によって変動する計画維持管理費の算定及び効果内容の精査を行い、維持管理費節減効果を算定する。 【作業事項】 ①施設の現況維持管理費の更新（直近5ヶ年） ②施設の計画維持管理費（事業ありせば、事業なかりせば）の算定 ③施設の安全管理等に最低限必要な維持管理費（事業なかりせば）の精査 ④諸係数等の更新	○
2-2-4. 災害防止効果の算定	貸与資料4及び関連業務で整理する資料を基に災害防止効果を算定する。 【作業事項】 ①事業なかりせば年被害想定額の算定 ②現況年被害額想定額の算定 ③事業ありせば年被害額の算定 ④単価、諸係数等の更新	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
2-3. 総費用総便益比及び総所得償還率の算定	2-1及び2-2の算定結果を基に、総費用総便益比及び総所得償還率をとりまとめる。 なお、総費用総便益比が1.10以下の場合は、土地改良事業の感度分析を整理する。	○
3. 営農計画書（案）の作成 3-1. 営農計画書（案）の作成等	貸与資料6及び9を基に営農計画書（素案）を更新するとともに、貸与資料7や県市町等の振興計画を基に作付方式や経営収支を整理し営農計画書（案）を作成する。 また、地元関係機関や農家代表者で構成する営農検討部会（以下「営農検討部会」という。）における指摘事項に関し、発注者の指示に基づき修正を行う。	○
3-2. 営農検討部会説明用資料等の作成	3-1で作成した営農計画書（案）を基に、検討テーマを要約した営農検討部会での説明用資料を作成する。 また、4-1で更新するデータを基に担い手（法人、経営規模の大きい個人）における農地及び作付作物の情報の重ね図を高収益作物などの導入に向けた検討資料として作成する。	○
3-3. 営農検討部会の運営	本業務に係る営農検討部会に参画し、説明の補助及び打合せ記録の作成を行う。	○
4. 受益面積の精査 4-1. 一筆調書データベースの更新	貸与資料6、8、9、11、12を突合し、一筆調書データベースを令和5年4月1日時点に更新する。	○
4-2. GISデータの更新	貸与資料6のGISデータについて、4-1で更新する一筆調書データベースと突合し、以下に示す(1)～(10)のGISデータの属性情報を令和5年4月1日時点に更新する。 (1)受益農地の所在地（市町、大字、小字、地番）、現況地目、地積、農業振興地域等区分 (2)賦課台帳地目、地積、組合員名及び住所 (3)農地台帳地目、地積、耕作者名及び住所、農業振興地域等区分、耕作権利名 (4)登記事項要約書地目、地積、所有者名及び住所 (5)農業振興地域等区分 (6)作付作物 (7)経営形態（法人、個人） (8)用水受益、排水受益及び用排水受益 (9)国営揚水機場掛かり（現況用水、計画用水、現況排水、計画排水） (10)土壌区分（前歴関連ほ場整備実施前、ほ場整備実施後の移行を反映）、減水深タイプ 不突合となったGISデータは、業務内で解消するものとし、解消できないものは不突合リストを作成する。 なお、GISデータはArcGIS10.8.1で操作可能なものとする。	○
4-3. 属性データ付与	4-1で更新するGISデータに貸与資料10の属性情報を付与する。 (1)畑の作付作物（約30ha）	○
5. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○

国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務位置図

